

幼・小接続教育の課題 —埼玉県S市の取り組みをてがかりに—

渡部（君和田）容子

Yoko WATANABE (KIMIWADA) : Articulation from Pre-school to Primary Education
—Education and Care 5 to 6 in S City in Saitama Prefecture—

埼玉県S市は、小学校低学年における25人程度学級の実施など先進的な教育政策で知られる。S市教育委員会は、少人数学級のさらなる質的向上をめざして、平成15年度より5・6歳児に焦点をあてた幼小連携の取り組みを始めた。本稿では、現地での聞き取り調査をはじめてこの取り組みを検証し、関係者の共通認識づくり、子どもの自主性を育む環境構成や個別指導等の幼児教育・保育の視点を幼小連携に織り込むことを提言した。

キーワード：幼小連携 接続 小1 プロブレム 少人数学級 保育所保育指針

はじめに

就学前と小学校の接続の問題¹⁾は、古くて新しい問題である。鳥取短期大学の地元、倉吉市の小学校では、就学予定の子どもたちを入学式前に学校へ招く「開筵式（かいえんしき）」という行事がある。江戸時代の寺子屋で、筵に座った子どもたちが勉学の誓いをたてたことに由来するという。毎年、冬の時期にテレビの地方ニュースに映るその風景は、体育館に敷かれたゴザにちょっと緊張気味に座る子どもたちと、笑顔いっぱいに子どもたちに何かを語っている教師の姿があつてほほえましい。学校は楽しい所、お勉強にわくわくといった感じで入学式を迎えるとしたら、どんなにかすばらしい。

しかし一方、近年、小学校における学級崩壊や授業不成立の波は低学年も例外ではなく、特にいわゆる「小1 プロブレム」と呼ばれてもいる²⁾。そして、その遠因または時には直接的な原因として、幼児教育における「自由（放任）保育の流行」が挙げられ

ることがままある。

本稿では、斬新な教育政策で全国的に名を馳せる埼玉県S市での、緒についた幼小連携への取り組みの実践を見ながら、幼小連携の課題を、主に幼児教育・保育の観点から考究することを課題とする。

1 S市の概要と就学前

S市は首都圏にある人口約67,000人、面積9km²の小さな市である。昭和40年代に宅地開発が進み、急速に人口が増加した。昭和45年10月に2つの町を合併し市政が敷かれS市となった。都心へ約30分の私鉄の駅から続く旧街道沿いの商店街および高層マンションからなる地域と、郊外のまだ田畠が残る住宅地域に大きくは二分される。

首都圏には同様の開発経緯をもつ市は数多くあるが、S市は、県議会議長も務めた現市長のもと、先進的な教育の取り組みによって近年全国的に注目されている³⁾。とりわけ、平成14年度より、小学校1・2年生を対象に「25人程度学級」⁴⁾や「ホームス

タディー制度¹⁵⁾を実施していることで有名である。

S市には、8校の市立小学校がある。就学前は、幼稚園7園、保育所⁶⁾6園、そして認可外保育施設が4施設ある。平成15年5月1日現在、S市内の5歳児（次年度就学予定児）数は約650人で、その約76%が幼稚園に通い、約20%が保育所に通っている⁷⁾。幼稚園と保育所以外の認可外施設及び家庭で過ごしている子どもたちが4%という割合である。埼玉県は全国的に見ても、就学前において幼稚園の占める割合が全国6位と高い県であり、5歳児の県全体の幼稚園就園率は73.3%，保育所在籍率は21.3%である⁸⁾。

就学前を年齢の低い層までみていくと、S市の保育所での0歳児の受け入れは、平成15年度まではすべて生後8ヶ月からであり、産休明け保育は保育室と呼ばれる認可外保育施設がカバーしてきた⁹⁾。朝7時から夜7時までの延長保育や、一時保育（緊急保育と週3日以内の非定型保育）、ファミリーサポートセンターなど子育てサークルの紹介などの子育て支援が実施されているが、病児保育などの課題もあり、福祉分野の保育サービスについては、質量ともに充実の途上であるとの印象である。

他方、私立幼稚園へ子どもを通わせる保護者には、「幼稚園就園奨励費」と「幼稚園就園費」という補助金がある。前者は、保護者の所得に応じた補助であり、後者は、園児一人につき年23,000円の補助である¹⁰⁾。埼玉県では、私立幼稚園の保育料軽減事業として、園児一人当たり年額4,000円の保育料軽減を行っているが、それよりもはるかに手厚い補助である。S市民の就学前のイメージは、「0歳児から就学までの一貫した保育」というよりも、「幼稚園から小学校へ」という図式が一般的であることは、後述する聞き取り調査でも語られたところである。

ところで、幼・小連携を実施していくうえでは、設置者の共通性はメリットになりうるであろうか。S市の特徴として、幼稚園はすべて私立であり、保育所は逆に全てS市立の公立である。幼稚園と小学

校は同じ教育分野であり、小学校と保育所は福祉と教育の分野の違いはあるが同じ市立である。しかしながら、行政担当からみると、小学校は市教育委員会の管轄であるのに対して、私立幼稚園は県の総務部学事課の管轄、また保育所は同じ市役所内とはいえ、健康福祉部の管轄となる。

2 聞き取り調査からみる幼稚園と保育所

筆者は、平成16年7月2～3日に、S市教育委員会学校教育課の協力を得て、S市でともに歴史が古く中心的な幼稚園・保育所の理事長および園長にそれぞれインタビューの機会を得た。お二人には、多忙な中、施設見学とともに2～3時間以上にわたって貴重なお話を伺ったが、幼・小連携に関わる部分とその背景をここに要約する。

(1) 私立A幼稚園

A幼稚園の開園は、昭和45年4月。もともとは農村地帯であったが、周辺の宅地開発に伴い住民の要望や町長（当時）の要請により、町内初の幼稚園として出発した。その後、市政施行による町の合併や他の幼稚園の開園などもあったが、地域に少子化の影響は少なく、入園希望が定員を上回る状態が現在も続いている。A幼稚園は、S市内でも郊外にあり、周辺地域は一戸建てが多く、比較的所得層も高めであろうとのことであった。企業による大規模開発でできた新興住宅地ではないため、旧来からの住民と、開園 당시に移り住んできた新住民とその子ども世帯が混在しながらも、既に地域に定着しているといった環境である。昔ほどの近隣の濃いつつながりはないものの、同居・別居にかかわらず子どもたちの祖父母が近くに住む家庭も少なくない。親の転勤などで転園する子どもは、10クラス（園児数約200人）のうち1年間で1ケタであるという。8割以上がA幼稚園周辺の小学校へ就学する。残りは、市内の駅周辺や隣接する市からの通園児である。首都圏ではあるが、私立小学校志向はみられないという。

市内の幼稚園同士の交流は盛んで、年4回の園長会をはじめ、各種の合同行事、合同の職員研修も年4回あり、懇親会もある。しかし、保育所との交流は特段ない。幼稚園からは必要性を感じていないという。

A幼稚園の保育時間は、通常午前10時から午後2時までであり、午前保育の日は午前10時から11時半までである。給食が毎日あり、業者の幼児用配達弁当が利用されている。保育は、「めりはりの効いた活動」「子どもたちが集中できるように」およそ40分を1単位として活動が計画されている。年中と年長クラスには、保育時間内に「体操教室」と「英語教室」があり、それぞれ専門の講師やネイティブスピーカーによる指導もある。水泳指導をちょうど見学したが、幼稚園内の小さなプールではあるが、スイミングスクールのように要領よくバタ足の練習が指導されていた。他のどのクラスもその時間の活動がはっきり決まっている様子で、担任の指導で制作をするクラス、「次はプールなの」と子どもたちが着替えをしているクラス等、担任に挨拶をし保育室内に入って行っても子どもたちは騒ぐこともなく、きびきびと自分たちの活動をしていた。側に寄ると「お客さま?」「今~しているところ」「僕の作ったのはこれ」と話しかけてくるが、まとわりついたりはしない。

保育終了後の時間帯には、希望者対象に「課外教室」と呼ばれる業者によるレッスンもある。サッカー・体操クラブ、音楽教室、ピアノ個人レッスン、幼児学習教室、英語教室、バレエ教室などである。また、預かり保育も午後5時半まで有料で行っている。

市内の他の幼稚園も、方針や特徴はそれぞれあるが、おおむね同様の保育のことであった。「自由保育」を特に強調したり「～式」と呼ばれる保育方法の個性的な幼稚園はないそうである。ただし、保護者が負担する入園検定料や施設設備費、保育料、制服代などには若干差があり、費用面での相違はある。S市の面積や交通事情から考えれば、保護者は

いずれの園に子どもを通わせることも可能であろうし、選択するとすれば、方針・特徴・費用の点から勘案することになると考えられる。

しかし、S市の場合は若い層の人口増加が進行中で、どの幼稚園も定員いっぱいであり、現実には、保護者とすれば確実に入園させることが一番の関心事である。「幼稚園は幼児教育をするところ」「幼稚園なら大差はなく大丈夫」という認識が一般的であるというのも、幼稚園の経営が平均的に安定しており保育水準に粗密がないことによる。そして、特にユニークな個性を出して他園との差異化をはかって保護者をひきつけたり、保育所との競合を意識することなく幼稚園のやり方を保持できていると言えよう。幼保の一元化や幼保総合施設については、その必要性は現時点では全く感じていない地域状況である。

鳥取県内の幼稚園ではかなり一般的になった満3歳をむかえた2歳児の入園はA幼稚園では取り組んでおらず、園長や経営者をのぞくとS市内の幼稚園に男性保育者はまだいないとのことであった。

小学校への入学前の文字や数の指導は、A幼稚園では、「文字や数量は、5歳くらいまでに興味を示します。幼稚園では、自分の名前を書くことや1～10までの数量の理解を基本にして指導します。書ける読める指導ではなく、経験や活動の中からの文字や数量を大切にして、その面白さがわかる援助をします」¹¹⁾という方針である。「ドリルを子どもたちにさせたり、授業のようなことはしていません」との答えであった。

特記すべきこととして、小学校との連携は、A幼稚園のある地区は以前から新1年生についての申し送りが実施されている。年度末に小学校と幼稚園・保育所の担当者が集まり、口頭で行うことである。S市内ではこの地区のみで実施されているということであり、地域的なまとまりが比較的強くあるからだと思われる。

申し送りには、新年度の小学校1年生の担任が出席するのが理想であるが、年度末は小学校教員の異

動前であり、新1年生の担任はまだ決まっていない。したがって、幼稚園からの申し送りの内容が小学校で十分活かされないのではないかといういらだちが幼稚園側にはある。

(2) 市立B保育所

B保育所の設立は、昭和44年4月。当時の町立最初の保育所であった。A幼稚園よりは駅寄りの市内中央部に位置している。平成13年2月に新築移転し、1階が保育所、2階が子育て支援センターという構造で、子育て支援センターは同年4月から業務を開始している。街中にあるため園庭を広くとれなかったとのことであるが、木造2階建ての園舎は、内部も木の香りがするような、細部にも工夫の多い作りとなっている。保育室は仕切りがはずせてオープンスペースにもなるよう設計され、ランチルームなどもある。しかし、スペースの関係で遊戯室はない。0歳児は8ヶ月からの入園受け入れのためかオープンスペースにもなる部屋の一角にベビーベットが置かれ、やや落ち着きに欠ける構造のように思われた。給食室はあるが、完全に民間委託され、保育士が給食やおやつづくりに関わることは一切ない。2階は、一時保育室が別途にあり、畳敷きの相談コーナーもある。さらに、保健師が配置されているので、保育所保育にも安心感が生まれたという。以上のように、B保育所は、新しい施設で多機能をこなし、そのための人員配置がなされている。同時に、給食の民間委託や、正職員削減により臨時職員数が正職員数を上回るなど、近年の保育所の「合理的経営」も積極的に取り入れている。

平成15年度で、園児数86人、家庭数76と中規模の保育所である。子どもたちは、保護者とともに徒歩・自転車・自家用車で通園しており、うち自家用車での通園は約30%である。母親の就労形態は、常勤50%，パート40%，自営5%，その他5%であった。通勤先は市内の保育所近隣が多い。祖父母が送迎する家庭も約20%程ある。S市内でも駅に隣接したマンション等のように核家族で東京へ通勤といっ

たタイプではなく、A幼稚園同様に、比較的職住接近の生活圏内で保育所を利用している家庭が多いことが伺える。私立小学校への入学者も保育所が把握しているかぎりではない。

市内の保育所同士は、同じ市立であることから連絡は密であり、保育所間の職員異動も毎年ある。一時保育などについて、「同じ市立の保育園で保育サービスにばらつきのないよう、情報交換は常におこなっている」とのことであった。未就園児対象の園庭開放と育児相談を、曜日をずらせて実施するなどきめ細かい連携もとれている。

他方、幼稚園との関係は特にない。A幼稚園の地区で行われている小学校入学前の合同の申し送りはB保育所のある地区では行われておらず、幼稚園関係者と同席する場はこれまでなかった。

小学校との関係では、毎年2月に年長組の担任が該当の小学校2校へ出向き、教頭に申し送りを行ってきた。また、年長組が小学校へ半日程度見学へ行く行事も始まっている。

入学へ備えた保育上の取り組みとしては、12月頃から5歳児の午睡の時間を短くし、なくしていくことなどがあげられる。「小学校から、『落ち着きがない』と言われる子どももあり、椅子に座っていられるようにとか、立ち歩かないなどの指導も行うが、保護者と連携がとれないと難しい」という。親のしつけと保育所の援助や指導が一致しない、端的に言えば、子どもの世話が続かない親が近年目立ち、保育所はまず「保護者育て」から取り組まないとならない現状があるとのことであった。そこで、園だより、クラスだより、連絡帳なども活用して、保護者を啓発し連携をはかる活動が行われている。B保育所では、文字や数の指導よりも、養護面での小学校へのつなぎ方の話を多く伺った。

保育所の保育者としては、それぞれの子どもが小学校でどのように受け止められているか気がかりであるという。とりわけ、子ども自身のみならず保護者の養育態度等家庭に様々な問題を抱えている場合、小学校での受け止め方と、保育所の側からの繋

ぎ方がどうあるべきかいつも悩むとのことであった。小学校のみならず、子どもたちが中学・高校どのように育っていくか、本当は見届けたい、見届けることによって自分たち保育者の保育が本当に最善であったのか検証してみたいと園長は話されていた。しかしながら、非常勤職員も増え、むしろ園内の申し送りに毎日多大なエネルギーを使わざるを得ないのが現状であるとのことであった。

3 S市教育委員会の取り組み

小学校低学年の25人程度学級編制を平成14年度から実施し始め、その有効性を実証したS市教育委員会では、次の課題として、より上の学年の少人数学級編制¹²⁾とともに就学前へ視野を広げた施策にも取り組み始めている。

(1) 「幼児教育指導構想」

平成15年10月28日、S市教育委員会教育政策部は、「幼児教育指導構想」を発表した。小学校低学年に25人程度学級を実施し好結果を得ているが、さらに6歳児（1年生）の学校生活を充実させるという質的課題にこたえるために、「少人数学級と連動した初等教育初期段階対策」の検討を始める構想である。

そこでの発想は、「幼稚園・保育所から小学校という接続」ではなく、「5歳児から6歳児、7歳児という年齢的な連続」の中で子どもたちの発達を全市をあげて見守るというもので、既存の幼稚園や保育所の統合などの改編は想定されていない。

「小学校就学前教育の一貫としての『5歳児教育』の焦点化」を提起し、集団教育としての生活場面の「しつけの共通化」に重点を置く。例えとして、「使ったものは片付けましょう」など全ての関係者が合い言葉のように幼児をしつけていくと説明されている。そのための施策として、「保育所に幼稚園教諭及び小学校教諭免許状所有者等を配置し、保育日課の一部に発達段階に則した教育分野を取りいれ

る」と、「5歳児及び6歳児実務担当者会議」（仮称）の設置を検討することとしている。そして、「多様な事業の展開」として、従来も行っている幼稚園・保育所・小学校の交流活動をさらに深めるため、特別教室などの施設設備の共有化や、生活科での合同授業、諸行事への広範な参加などを挙げ、平成17年度には「幼・小担当者による相互派遣交流研修」として、保育者と小学校教諭が相互に数日間を小学校と幼稚園・保育所で過ごし子どもたちと接することで相互に理解しあう研修の構想が出されている。

(2) 5歳児 6歳児実務担当者会議

就学前については、まずは、小学校・幼稚園・保育所等の就学前と小学校教育の関係者が一同に集まって、連携の必要性を認識し、年長組と新1年生にあたる5歳児・6歳児の発達についての共通認識を持つという試みから出発した。

小さな市であり、数々の先進的な教育施策を推進してきた実績のある教育委員会であるが、これらの関係者を同じテーブルに集める事自体に大変な苦労があったという。日程調整などの実務面にも困難が大きいことは想像される。加えて、それぞれに管轄の異なる教育・保育機関を教育委員会が主導すること、私立は当然に個々に方針が異なること、認可外保育施設も含めて関係者全部であること等から、会の開催前にまずは、その必要性についての共通認識と合意形成が必要であったであろう。

「幼児教育指導構想」で構想された「5歳児 6歳児実務担当者会議」は、平成15年9月の代表者会議から、月1回の割合で3月まで開かれ、平成16年4月には「S市5歳児 6歳児合同研修会」がもたれた。総メンバーは、8小学校、7幼稚園、6保育所、4認可外保育施設等の各代表及び担当者、市健康福祉部長、子育て支援課長、教育長他教育委員会8名となっている（平成16年1月現在）。

「5歳児 6歳児実務担当者会議」で主に重ねられた情報交換は、会議での配布資料から見ると、小学

校側からは、1年生の学習内容と進度、生活指導のポイントの説明が多くを占めている。また、つまずきが感じられる児童のケーススタディとクラスへの影響などをとりあげている。幼稚園・保育所からは、年長組の保育目標やねらいの報告例もあるが、ほとんどすべて、気になる子についてのケーススタディである。その子の言動、他の子どもたちとの関わり、家庭環境、そして保育者のその子に対する接し方の考察というスタイルになっている。実務担当者会議全ての詳細を把握することはできないが、教育委員会の担当者によれば、ケーススタディを重ねることによって、具体的に5歳児6歳児の様子、発達段階について関係者の共通認識を構築しようという取り組みであったという。

教育委員会は、この会議の成果を、関係者が一堂に会することができ、「滑らかな接続をめざすための認識や思いを共有できる相互理解の第一歩となつた」ことを第一に挙げている¹³⁾。そして、「子どもの成長について気軽に情報交換する風土が醸成されつつある」とみている。

課題としては、「校種等の違いによる教育環境の違いの中で、幼児・児童の的確な実態把握並びに共通理解による支援や指導が必要である。」としている。そして、今後の方向性として「集団生活上の必要な生活指導項目の完成を目指す」としている。そして、職員の相互派遣交流研修の実施を挙げている。

4 幼児教育・保育の視点からの考察

教育委員会の構想には、例えば「保育所に幼稚園教諭及び小学校教諭免許状所有者等を配置する」等、小学校の側に就学前を引き寄せる努力のように思われる部分がある。免許状だけでなく、小学校での教員経験があれば、活用次第で非常に有効な方策ではあろう。とは言え、そこには、幼稚園はまだしも、保育所には教育が不足しているというような先入観や誤解も感じとれる。そこで、逆に、幼児教育・保

育の視点からS市の取り組みを考察したい。

(1) 『保育所保育指針』の5歳児・6歳児

S市教育委員会の「幼児教育指導構想」には、「入学前教育の実施」として、就学前と小学校のカリキュラムの接続に触れたと考えられる部分がある。「しつけの共通化」として「使ったものは片付けましょう」という例が挙がっているのがそれである。集団生活自体は、幼稚園でも保育所でも子どもたちは既に経験しているわけで、ここでは小学校入学後に始まる集団での教授学習活動の前提となる行動様式の形成、すなわち教科外の生活指導の連続的なカリキュラムがイメージされている。

「使ったものは片付けましょう」は実にシンプルで、かつ小学校入学後はそれが確実に出来るか出来ないかで学習にも大きな差が生じてくるであろうし、クラス運営上も欠かせない。教育保育関係者の合意は容易で、子どもたち自身にも分かり易い。保護者にとっては家庭でも必要なしつけであり、幼稚園・保育所・学校そして教育委員会が何に取り組んでいるか一般市民に対してもアピール度は高い。そのような意味では、実によく考えられた例である。

しかしながら、保育のカリキュラム面から見ると、不十分な印象を否めない。問題を抱えた現実を少しでもいかに改善していくかというS市教育委員会の立場と、幼小連携をカリキュラムの接続面から考えることは、方向が異なっていることは承知であるが、これも例として、「使ったものは片付けましょう」が『保育所保育指針』では、どのように位置づけられているのかを見てみたい。結論的には、小学校から見ると「単純なしつけの合い言葉」であるが、養護と教育を2本柱とする保育の中では、実際に大切な保育内容として、子どもの発達をふまえてきめ細かく取り上げられている。

「使ったものは片付けましょう」に関わる部分は、まず2歳児の保育内容に「自分の物、人の物の区別に気づくようになる。保育士の適切な援助によって自分の物の置き場所が分かる」として出てくる。3

歳児以降は「環境」の領域の保育内容として盛り込まれている。3歳児は「自分のものと人のものとの区別を知り、共同のものとの区別にも気づく」とあり、4歳児の保育内容では、「自分のもの、人のもの、共同のものの区別に気づき、大切にしようとする」とある。5歳児の保育の内容では、「身近なものを大切に扱い、自分の持ち物を整頓する」、6歳児の保育の内容では、「保育所や地域でみんなが使うものを大切にする」「日常生活に必要な用具、器具などに興味や関心を持ち、安全に扱う」「身近なものを整頓する」等が出てくる。

「使ったものは片づけましょう」は、家庭ではしつけの一つとして意識されるであろうし、小学校では教科外の生活指導の一貫として位置づけられるであろうが、保育では5領域の中の保育内容として正面からとりあげられているのである。年齢別の発達段階にそった系統的な指導や援助が、そこでは想定されている。

『保育所保育指針』の5歳児の「発達の主な特徴」には、「同じ一つの目的に向かって数人がまとまって活動するようになり、お互いが自分のやらなければならぬことや、きまりを守ることの必要性が分かってきて、初めて集団としての機能が發揮されるようになってくる」とあり、6歳児の「発達の主な特徴」としては、「皆が同じような行動をするのではなくて、それぞれの役割の分担が生じて、自分の好みや個性に応じた立場で行動していることがしばしば見られる」「ごっこ遊びなどには、手の込んだ一連の流れがあり、様々な異なる役割が分化していくものを好み、少々難しくても自分たちの満足のいくまでやろうとする」とある。すなわち、自分のものを自分で片づけることは、5歳児で既にできるようになったうえで、年長組では、共同のものをみんなで協力して片づけることや、その際に役割分担を自分たちで適切にやっていくことまで視野に入っているのである。

これは、『保育所保育指針』に書かれているだけの難しいことではなく、保育所での給食のあと片づ

けの様子などを思い浮かべれば普通に行われていることでもある。幼稚園や保育所の関係者からよく聞く、「あの頬もしかった年長の子どもたちが、小学校へ入学したら『赤ちゃん扱い』されている」という声もこのあたりにあるのではなかろうか。

(2) 保育者の援助と小学校教員の指導の違い

しかし、現実に「使ったものを片づけられない子」が小学校1年生に多いとしたら、その問題はどのような角度から見るべきであろう。

第一の視点は、小学校と幼稚園・保育所のカリキュラム原理の違いからくる、保育者の援助と小学校教員の指導の違い、あるいは両者の環境の差への着目である。

日本の小学校では、算数のお道具箱はみんなお揃いで、それをしまう棚やロッカーも所与のものである。時間割の限られた時間内に用意して使用し片づけねばならない。教科ごとに単元があり、時間割で区切られた中で学習をする小学校では、一斉指導は不可欠というより当たり前とされてきた。

他方、現行の『幼稚園教育要領』『保育所保育指針』は子ども自らの活動を重視し、保育者としては、なるべく直接的な指導ではなく、環境構成を綿密にすることで子どもたちの活動や遊びを促し援助していくことが重視されている。したがって、指導案を作る段階で、子どもたちがかかる後片づけの時間を考慮し時間配分はなされ、そして子どもたちが自分たちで片づけやすい環境構成に保育者は腐心する。ロッカーを設置する位置、棚の高さ、物をしまう箱の形状、分かり易い色分け、マークや図示等々である。

片づけという行為自体も、その活動の指導計画上の意味づけで問い合わせられる。道具を保育室ではなく倉庫や教材室に置くべきか、保育室内に子どもたちの片づけ場所を決めるのか、あるいはその活動（遊び）が継続することを想定して、あえて何日も出したままにしておくのか。

子どもを急かせることは、「保育者のやってはい

けないこと」として養成段階では強調される。仮に、マイペースで片づけが特に遅い子どももいたとしたら、保育者はまず自分のたてた指導案の時間配分を見直し、声かけや援助の仕方などの配慮について反省することになるであろう。

幼児教育・保育においては、教育と養護は両輪であって、教科と教科外よりもより一体的なものである。保育者、特に保育時間の長い保育所においては、子どもたちの生活の流れに即した指導計画が意識される。登所から降所までの時間の中に、食べる（給食・おやつ・水分補給）、寝る（お昼寝）、排泄といった基本的な毎日の生活の流れ（デイリープログラム）、養護面の活動があり、そして年間計画にそった5領域の教育面の活動・遊びがさらに短期的に計画され1日の中に入るのである。片づけという行為も、教育的活動ではあるが、この生活の流れの中に位置づいて、「給食の後片づけをして、お昼寝の準備をしよう」という具合に子どもたちに意識される。そして、できるようになるだけでなく、毎日くりかえすことによって身に付くことが実践されるのである。

第二の視点は、「片づけのできない子がいる」という個別の子どもへの着目である。片づけに限らずどのような場面でも「できない気になる子」はいるものである。保育者は、その子の生育歴や家庭環境、発達段階等、ひとりひとりに着目するのが普通である。小学校教員が問題にするような「騒がしい学年」、「落ち着きのないクラス」と言った表現を保育者から聞くことは稀であるように思う。そのような場合は、固有名詞で語られる。S市の「5歳児6歳児実務担当者会議」での情報交換で幼稚園・保育所・認可外保育施設から出されたほとんどが、ケースタディであったのも肯けるのである。

ま と め

S市の幼・小接続教育への取り組みは、「5歳児6歳児問題」として課題設定したところにその独自

性と特徴があった。そして、関係者が同じテーブルへつくという第一歩から、この年齢の子どもたちについての共通認識をもち、それぞれの実践を交流するという過程をふみ、さらに共にとりくめる教育指導の重点項目策定へと進みつつある。小学校教員が幼稚園・保育所で、逆に幼稚園教諭・保育士が小学校で研修を行うという交流研修も実現の方向である。

とはいって、幼小連携には、本稿で考察したように、カリキュラム構造の原理的違いからくる段差の課題が存在する。免許の有無もあるが、小学校教員の養成と保育者養成が別機関で行われることの多い中で、双方のカリキュラムのあり方の根本的違いの理解が今まで欠けていたことが大きい。

就学前の幼保の二元的な制度は、認可外施設も含めて、微妙なバランスで棲み分けがおこなわれ、それ故に、横の交流や連携がないままにきている。ハード部分の総合化をせずに行う幼小連携は、S市の取り組みのように、関係者が揃い、根気よく情報交換を継続し、相互に実践現場も経験し、接点を探していくことが王道であろう。加えて、小学校がもつ学習指導のノウハウを就学前の機関が活用するとともに、幼児教育・保育がもっている子どもたちの自発性を引き出す環境構成や指導援助の方法を小学校の側も積極的に取りいれることができるのである。

註

- 1) 就学前と初等教育の接続の問題については、5歳入学制をとり、5~6歳を幼稚学校、7~11歳を下級学校にわけるイギリスの例が興味深い。拙稿「現代イギリスの幼児教育と義務教育学校への接続の問題」『近畿大学豊岡短期大学紀要』第17号、平成元年12月参照。
- 2) 例えば、尾木直樹『子どもの危機をどう見るか』(岩波新書686)、岩波書店、2000年、新保真紀子『「小1 プロブレム」に挑戦する』明治図書、2001年などが論じている。

- 3) S市の取り組みを紹介したものは多々あるが、例えば小川正人「埼玉県志木市教育委員会一市民主体の市政づくりと子どもの学習支援を軸にした教育改革」(上中下),『悠』第19巻第11~12号, 第20巻第1号, ぎょうせい, 2002~2003年, 教育科学研究会『教育一小特集・埼玉県志木市の教育改革』第682号, 国土社, 2002年など。
- 4) 全学級の定数を20~29人の間にし, 1学級の平均児童在籍数を25人に近づける, いわゆる20人台学級のこと。「ハタザクラプラン」の愛称で呼ばれている。なお、「ハタザクラ・ぶらす・プラン」として, 小学校3・4年生には28人程度学級(20~32人), 小学校5・6年生は30人程度学級(20~35人)を計画しており, 平成16年度には小学校3年生について追加実施している。
- 5) 長期欠席児童・生徒の在宅学習支援策. チームカウンセリング体制をつくり, 学校との連携で教員身分者を自宅へ派遣し, 校長が出席の扱いができる制度。
- 6) S市ではすべて「~保育園」の名称を使用しているが, 本稿では, 児童福祉施設としての保育所に用語を統一して表記している。
- 7) 志木市教育委員会「幼児教育指導構想」平成16年8月7日より。
- 8) 「幼稚園と保育所の比較」『最新保育資料集』2004, ミネルヴァ書房, 2004年
- 9) 「駅型民間保育施設事業」として, 一定の条件を満たす認可外保育施設を市が認証して, 公立保育所と同額で同様なサービスを受けられるという事業も実施されている。
- 10) 幼稚園就園奨励費の補助対象者は年6,000円。志木市健康福祉部子育て支援課編集のパンフレット「子育てガイド」2003年版より。
- 11) A幼稚園のホームページ<http://www.adachimidori.com/02youtiente.htm>より
- 12) 施策に対する市民参加が徹底的に行われており, 例えば, 小中学生が意見発表と討論を行う平成16年8月7日の第2回ジュニアシンクタンクでは, 「1クラスは何人がいいか」がテーマとしてとりあげられ, 活発な意見交換がなされた。
- 13) 平成16年8月7日S市教育政策研究会での教育委員会資料より。